

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）

1.（利息計算方法）

この預金の利息計算は、あらかじめご指定いただいた次の方法のいずれかにより行います。

- (1) 預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については、定期預金共通規定8の(2)の利率。以下「約定利率」といいます。）によって単利計算する方法（以下「単利型」といいます。）
- (2) 約定日数および約定利率によって複利計算する方法（以下「複利型」といいます。）

2.（利息：単利型）

- (1) 単利型のこの預金の利息は、約定日数および約定利率によって単利計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金については次により中間利払を行います。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳、証書記載の「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいますが。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

- (2) 単利型のこの預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 中間払利息を預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

中間利息定期預金は、満期日以後にその元利金を満期払利息とともに合計してこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、満期日にその元利金を指定口座に入金するか、満期払利息とともに合計して自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

C 満期払利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により満期日にその元利金を指定口座に入金するか、満期日にその元利金を満期払利息とともに合計して自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金

に組み入れて継続します。

④利息を指定口座に入金せず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章によって記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

(3)継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金を定期預金共通規定10の(1)により満期日前に解約する場合および、定期預金共通規定12の(2)または(3)により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、次のとおり支払います。

①預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

A 6か月以上1年未満：預入日における店頭表示のこの預金の6か月もの利率×70%

B 1年以上2年未満：預入日における店頭表示のこの預金の1年もの利率×70%

C 2年以上3年未満：預入日における店頭表示のこの預金の2年もの利率×70%

D 3年以上4年未満：預入日における店頭表示のこの預金の3年もの利率×70%

E 4年以上5年未満：預入日における店頭表示のこの預金の4年もの利率×70%

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（利息：複利型）

(1)複利型のこの預金の利息は、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金せず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

(2)継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を定期預金共通規定10の(1)により満期日前に解約する場合および、定期預金共通規定13の(2)または(3)により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。

①預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じとします。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- A 6か月以上1年未満：預入日における店頭表示のこの預金の6か月もの利率×70%
- B 1年以上2年未満：預入日における店頭表示のこの預金の1年もの利率×70%
- C 2年以上3年未満：預入日における店頭表示のこの預金の2年もの利率×70%
- D 3年以上4年未満：預入日における店頭表示のこの預金の3年もの利率×70%
- E 4年以上5年未満：預入日における店頭表示のこの預金の4年もの利率×70%
- F 5年以上6年未満：預入日における店頭表示のこの預金の5年もの利率×70%
- G 6年以上7年未満：預入日における店頭表示のこの預金の6年もの利率×70%
- H 7年以上8年未満：預入日における店頭表示のこの預金の7年もの利率×70%
- I 8年以上9年未満：預入日における店頭表示のこの預金の8年もの利率×70%
- J 9年以上10年未満：預入日における店頭表示のこの預金の9年もの利率×70%

(4) この預金を定期預金共通規定10の(1)により預入日の1年後の応当日以降に、1万円以上1万円単位の金額で満期前に一部解約する場合には、解約する部分についての利息は前記(3)に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。ただし、この預金の預入日現在における利率において金額階層区分を設けている場合で、この預金の一部解約後の残余の預金元金金額が当該金額階層区分を下回るときは、一部解約できません。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記2の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行を行わないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳(証書)とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。

5. (保険事故発生時における相殺時の利率)

この預金の定期預金共通規定11(3)①の利率については、満期日の前日までの期間約定利率、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率を適用するものとします。

以 上

2021年5月1日現在